

〈論文〉

中世中期フランス王国の「市場権」形成史 —造幣権との比較を通して—

山 田 雅 彦

はじめに

筆者は別稿において、12世紀半ばの神聖ローマ帝国の皇帝フリードリヒ1世が発したロンカリア立法における「国王大権」の規定で、「市場」が言及されていないことに着目し、時代をさかのぼってカロリング時代の市場と王権の関係を問題とした。その検討からは、中世初期の諸王が市場を必ずしも王権固有の権利（＝国王大権）として捉えていたわけではないことを、とりわけ貨幣の製造（造幣権）の扱いと市場に対するそれとがおよそ異なることなどを根拠に明らかにした。その際あわせて、カロリング王朝崩壊後の10世紀東フランク王国までを射程として論じたが、これはいわば「帝国」という共通点を介して、同じ土俵で考察を行うことが可能であったからでもある。その東フランクで見られた王権による「市場」と「貨幣」「流通税」の三位一体的な賦与も、東方辺境における新たな統治拠点の創生という喫緊の課題に即した行為と理解された。いわば経済的インフラの総合的な整備としてそれが実施された限定的ケースであった。したがって、それだけから「市場」を国王大権の一部と理解することは許されないとの見方も提示した¹⁾。

ところで、10世紀の東フランク王国に対して、同じ時期の西フランク王国についての検討が未だ欠けたままである。本稿は、その西フランク王国、すなわち後のフランス王国における王権、もしくは公的権力と市場の関係を考察するもので、いわば全体の後半部にあたるものだが、あえて2つの論考に切り分けたことにはある程度の合理性もあることを説明しておかねばならない。それは、10世紀の諸史料における市場の言及

1) カロリング朝の市場の位置づけ、10世紀後半のオットー朝の市場政策とその再検討に関しては、拙稿「市場は国王大権にあらざるなり—中世初期フランク王国の市場と貨幣の比較から—」『史窓』（京都女子大学史学会）78号、2021年3月、101～113頁参照。

が同時期の東フランクと比べて極度に少ないという事実、端的に言えばほとんど存在しないという事実であり、2つの王国はまるで違う世界を構成しているかのようである。政治史的に言えば、10世紀西フランク王権は、いち早くカロリング的な体制を脱して——正確にはその体制が大きく崩れて——、9世紀に一時発達しつつあった文書主義をほぼ完全に放棄しながら、土着の地方政権として再スタートしていたかのようである。いわば文書主義をほとんど失った慣習的世界の広がりの中で、市場も貨幣も存在するはずなのに文書史料の中からは見えてこなくなる。

もちろん、文書の作成のみが権利を保障する行為であったとは限らない。文字や言葉以外にも象徴的行為、儀礼的な行為、あるいは社会的な相互の関係や公知のその時の仕組みが複雑に絡まって、諸慣行や権利関係は保全されていたことは、最近ますます明らかになってきていることだが²⁾、それにしても10世紀から11世紀にかけての西フランク王国の公文書に対する関心の低下は、当時の混乱した中央（王権をとりまく政治主体）の政治状況なくしては考えられないだろう。とはいえ、こうした世界から、逆にどのように市場の権利などというものは生成していくのであろうか。これが本稿の主軸となる問題意識である。

以下では、まず10世紀以降のフランス王国と市場の関係を概括したうえで、ノルマンディ、シャンパーニュ、フランドルの主要な北仏3伯領の実態をとりあげ、最後にフランス王領における王権と市場の关系到立ち戻る。なお、その考察後には12世紀以降のイングランドとドイツにおける市場と王権、市場とその開催地における権力行使者なり統治者との関係にも言及し、比較史的な検討を加えたいと考える。また、前稿に続いて、ここでも、貨幣史からの情報を広く活用する必要がある。市場に関する言及の少なさに比して、貨幣に関するそれはモノとしての資料というメリットがある。それもまた多いとは決して言えないのが実情ではあるが、ともかくも造幣権の扱いとの比較は、ここでも有益な判断材料となるであろう。

2) 西欧中世の文書や書字文化の位置づけを日本と比較しながら、改めて論じた論集として、河内祥輔他編『儀礼・象徴・意思決定—日欧の古代・中世書字文化—』思文閣出版、2020年がある。特に、西欧のカロリング時代から10—11世紀の状況については、同書所収のマーク・メルジオスキ（津田拓郎訳）「カロリング期における文書発給者と受領者」同書、16—35頁を参照。

1 10～11世紀のフランス王国の市場をめぐる全般的状況

西フランク王国、すなわちフランス王国では、東フランク王国の10世紀後半に見られたような、王権による組織だった仕方での「市場」「貨幣」「流通税」の三位一体的な賦与は一切確認されない。まずはこのことを確認をしておかねばならない。

9世紀末から10世紀の西フランクでは、カロリング家一門と新たに台頭したロベール家一門（後のカペー家一門）とが対抗し、しばしば戦役が繰り返されていたが、987年のユグ・カペーの登位によって王朝は完全に切り替わっていく。この間に発給されたであろう後期カロリング諸王の文書はその多くが伝来せず、また初期カペー一門の文書も似たようなありさまである。オットー朝期のような権限分与、さらにそれを記した書状が実は作成されていたが、文書管理の体制が根本的に不備であったためほとんどの文書記録が滅失した結果か、あるいはそもそもそのような政策も文書作成もなかったのか、その見極めは難しい問題ではあるが、おそらく答えは後者と言ってよいであろう。仮にこの時期に何らかの権利の譲渡が文書を介して正式になされているなら、それらは後に「権利」として認識されて何らかの確認文書の発給があったはずだが、実際には11世紀から12世紀にかけて、その種の権利「回復」の成文文書は見られない。以前の国王から「斯く斯く然々の市場、貨幣、流通税」の「譲渡・認可・開設」を受けたとの記述、あるいはそれを匂わす文言は、むしろ何らかの係争が生じた際に作られた偽文書であるケースが多い。結局のところ、10世紀初めのシャルル3世単純王から11世紀初めのロベール2世敬虔王まで、いや11世紀後半のフィリップ1世までのどの国王もこの問題にはまるで無関心であった、そのような印象を残存する史料は我々に与えてくれる。

おそらく、事態はカロリング後期の混乱の中で、カロリング朝以前の王権が流通現象にまで深入りしない時代に舞い戻っていたのではなかろうか。市場とはもともとある適当な土地で時に応じて開かれる商業集会であり、それらを等しく隔々まで公的に管理するという余裕も能力もなかった可能性は高い。とはいえ、対象とする時代の初期にあっては、王権は貨幣の製造についてだけは一定の責任を負っていたことはたしかである。シャルル3世単純王は911年、カンブレ司教座に「固有の貨幣と

固有の造幣人による造幣（貨幣製造）を王の権威により認め、919年頃にはトゥールのサン・マルタン修道院にも同じ法行為を行っている³⁾。王権以外の組織への造幣権の譲渡については、部分的ではあるが明示的な文書が作成されていたわけである。もっとも、その後10～11世紀の歴代のフランス王の名での同種の法行為を記した文書は確認されない。しかし、現実には各地で、司教・諸侯や地方の有力領主によって彼ら自身の名で「在地的な」貨幣の製造が実施されていたことは、これまでの貨幣史・古銭学研究が証明してくれる。「在地的」とわざわざ表現するのは、造幣地の数が、864年のシャルル禿頭王のピトル勅令で定められた10か所ほどの国王指定の造幣地にとどまらず、10世紀には実に多数の土地で、土地の権力者の名を刻む貨幣が堂々と発行されるようになっていたからである。わずかに、カントヴィックのような古来の重要港湾地や、アミアン、トロワ、ボーヴェなどパリから近い地域の司教座では、国王シャルルの銘やモノグラムを刻む貨幣が維持されたが、それも印刻の甘さ、重量のムラなどの製造の粗さから判断して、貨幣型についてはただただ古来の型式を守っているだけで、実際は地方的な水準での造幣が行われていたことがうかがえる（このような以前の「型」のみを維持しながらも、粗悪に製造された貨幣のタイプを、フランス貨幣史研究では「刻印踏襲貨幣」*monnaie immobilisée*と表現する）。また、10世紀の北部の有力者ヴェルマンドワ伯エルベール3世は、同盟者である最後のカロリング王ロタールの名だけでなく、自身の名を加えた貨幣を造らせている。後のノルマンディ公、すなわち911年にルーアン伯となったノルマン人らは、ルーアン司教座での国王貨の発行をルイ4世時代（在位936～954年）の途中には終わらせ、二代目のギヨーム1世長剣公からリシャル1世にかけて完全に独自の貨幣の製造へと切り替えていった。北フランスにしてこの有り様であり、南フランスではオーヴェルニュ・マコン伯ギヨームが自らの貨幣を製造したのを皮切りに、10世紀のうちに多くの箇所でも独自貨幣へと移行していった。カペー家のユークもまた、王位登位以前にはすでに〈VGO DVX F〉〈GRATIA DEI DCVX〉の銘で、つ

3) Ph. Lauer, *Recueil des actes de Charles III le Simple, roi de France (893–923)*, t. I, Paris, 1940, n° 238, p. 183: Cambrai 〈*propriam monetam et percussuram proprii numismatis nostra auctoritate concederemus*〉; Id., *Ibid.*, t. 2, Paris, 1949, n° 101, p. 238: Saint-Martin de Tours.

まり「フランス公」の肩書きでパリ貨を発行し始めていた⁴⁾。

いずれの土地でも、次第に銀の含有量を大きく落とし、しかも以前使用されていた道具を不器用に模造しながらの造幣活動であった。また、この時期から12世紀にかけてデナリウス銀貨の半分の価値のオボルス貨の造貨が目立つようになっていく。総じて、カロリング王権という中央権力による統制が弛緩したこと、銀の絶対量が不足していたことが最大の要因とみられる⁵⁾。それでも10-11世紀において、造幣地の所在は依然として司教座などの地方中心都市といくつかの地方伯の拠点まで広がっていったとはいえ、さらに下層の多数の城主の次元まで拡散していた様子は見られない。これは、アミアン近傍のヴィニャクールで2000年代に発見された11世紀中ごろの埋蔵において、北フランスの主要な通貨発行地のリストが10か所そこらの貨幣しか含んでいないことに的確に示されている。そこでは、アミアン伯=司教、ヴェルダン伯、ソワソン司教など、地方の「公的」支配者の姿まではあっても、クーシー城主などによって貨幣が発行されていた様子は確認できないのである⁶⁾。もっとも、コルビーのように、アミアン司教に対抗して、あるいはそれと協働して貨幣

4) P. Spufford, *Money and its Use in Medieval Europe*, Cambridge up., 1988, pp. 56-57; F. Poey d'Avant, *Les monnaies féodales de France*, Paris, 1858, 3 vols; rééd. avec mise au jour de G. Depeyrot, Paris, 1995; F. Dumas-Dubourg, *Le trésor de Fécamp et le monnayage en France occidentale pendant la seconde moitié du Xe siècle*, Paris, 1971; T. N. Bisson, *Conservation of Coinage. Monetary Exploitation and its Restraint in France, Catalonia, and Aragon* (c. A. D. 1000 - c. 1225), Oxford, 1979; M. Bompaigne, *Le monnayage en Francie occidentale au Xe siècle. L'apport des nouveaux trésors*, BnF (éd.), *Trésors monétaires*, t. 17, *Monnayages de Francie, des derniers Carolingiens aux premiers Capétiens*, Paris, 2017, pp. 305-327.

5) Spufford, *op. cit.*, pp. 60-73. ヨーロッパ北部のスキャンディナヴィア地方ヘディルハム銀貨が流入していたが、10世紀にはその流れが弱まる。そもそもディルハム銀貨はフランスまでは到達していない。また、当時、フランス中央部のメルメルの銀鉱は依然として稼働していたが最盛期は過ぎていたといわれる。流通に見合うだけの対価の新しい銀を供給し続けることはもはやできなくなっていたことが貨幣の質の低下につながったことは明白である。また、教会・修道院による銀の退蔵と、ノルマン人(デーン人)による侵攻とそれに伴う多額の貢納金の支払いなども、銀が不足する度合いを強めたと考えられる。

6) B. Foucray et M. Bompaigne, *Le trésor monétaire double de Vignacourt (Somme). Monnaies et circulation monétaire dans l'Amiénois et l'Orléanais au début du règne de Philippe Ier*, BnF (éd.), *Trésors monétaires*, t. 17, *Monnayages de Francie, des derniers Carolingiens aux premiers Capétiens*, Paris, 2017, pp. 183-272.

を製造した修道院のケースがあるが⁷⁾、これはやはり例外的な現象である。

このような貨幣と造幣地の状況に比して、市場の開催地の数をはるかに多かったことはたしかである。おそらくは、こうした市場の増加と在地化に対応するように、貨幣は造幣地の場所を増やすことはなく、しかし貨幣の総量を増加させるべく、決められた造幣における銀の内容・総重量を落とし、しかもオボルス銀貨の製造を増やすことで、対応していたように思われる。つまりは、市場に関する文字資料はなくとも、市場は増えており、市場を介した流通は増加していたと考えられる。日常化している市場交換に対応するために、限られた量を駆使して、銀内容を落とした銀貨が製造されていた。従ってまた、造幣地も増えることはなかった、と考えるほうがこの時代の貨幣史の動向から説明しやすい。

12世紀初期以前の国王、すなわちフィリップ1世以前の国王文書で市場 *mercatum* が言及されることはほとんどない。11世紀後半から、一部の文書史料や記述史料で徐々に文言として現れてくるのは、商人が移動している様子などの記載にすぎない。にもかかわらず、貨幣史の情報が市場や商業交易の遍在を暗示している。繰り返すが、質が劣化しつつも一定量の貨幣が地域で製造されていた事実が、最低限の貨幣流通の存在を証し、同時に何らかの市場交換の有効性も十分に示しているのである。

史料状況の違いはあっても、以上の傾向は王領周辺に割拠した諸公領でも同様に確認できる。後にシャンパーニュ年市が発達するシャンパーニュ伯領、経済面ではどこよりも顕著な成長が見られたフランドル伯領、また北フランスでコミュン運動が活発であったピカルディ地方のいずれにおいても、市場に言及する諸侯文書は11世紀以前ではほとんど見られない⁸⁾。以下ではまず、北フランスにおいて11世紀までの市場の開催状況がフランス王領よりも比較的良好にわかるノルマンディ公領の市場と権利の関係から見ていこう。

7) M. Bompaire, A. Clairand, R. Prot, et M. F. Guerra, La monnaie de Corbie (XIe-XIIe siècles), *Revue du Nord*, t. 153, 1998, pp. 297 – 325.

8) ピカルディについては、R. Fossier, Le problème des marchés locaux en Picardie aux XIe et XIIe siècles, Ch. Desplat (éd.), *Foires et marchés dans les campagnes de l'Europe médiévale et moderne. Actes des XIVes journées internationales d'histoire de l'Abbaye de Flaran, Septembre 1992 Toulouse-Le Mirail*, (Flaran, t. 14), Auch, 1996, pp. 15 – 25.

2 ノルマンディ公領の場合

11～12世紀のノルマンディの市場は、かつてL. ミュッセによってくまなくその史料情報が整理されている⁹⁾。それによると、11世紀には *mercatum* が週市、*feria* と *nundinae* が年市を指す、といった用語体系がすでに定着しており、多くの市場が11世紀の史料初出時点においては既設のもので、何らかの権力者によって組織されていた。特に、地域によっては週市以上に年市が普及していたこともノルマンディの特徴であり、たとえば1082年時点の公領南部のモルタン伯領 *comté de Mortain* の伯資産を列挙した文書は、15箇所の年市と他1カ所の週市に言及している¹⁰⁾。初期年市には開催日が一日程度の極小サイズの市も存在したとはいえ、モルタン地方といった公領南部の山岳地方にあって、おそらくはローカルな規模で定期的な市場が機能していたことが推察できる。

15のいずれの地点も村落、せいぜい小都市といった水準の集落であり、むろん造幣所などは置かれていなかった。この市場と造幣地の分布の大きな違いは、両者に対する権力側の態度の違いそのものであった。もともと9世紀後半のピトル勅令以降、ノルマンディ地方（ネウストリア）の造幣所はルーアンのみとされたが、実際には9世紀から10世紀初めにかけて、複数の地点で貨幣が作られていたことは分かっている。それでも、ルーアン貨がほとんどを占めていたことを無視してはならない¹¹⁾。そして、911年以降ここに定住したロロ率いるノルマン人も、そのノルマンディ公領となる領域において当初は造幣権を行使していない。ノルマン人自身の造幣の始まりは、ロロの息子ギヨーム長剣の時代であり、ギヨームは、ピトル勅令以来王権の造幣地として名指しされていたルーアンの貨幣に、自らの名をついに刻んだ。これは930 - 40年代カロリン

9) L. Musset, *Foires et marchés en Normandie à l'époque ducale*, *Annales de Normandie*, t. 26, 1976, pp. 3-23. また全般的には、旧稿ではあるが拙稿「ヨーロッパ中世の市場と権力の関係—フララン報告論文集を中心とする比較史的再論—」『市場史研究』20号、2000年、19-39頁にも、12世紀以前の西欧各地の市場に関する基本状況を記している。

10) Musset, art. cit., p. 16, n. 80.

11) J. Ch. Moesgaard, *Les ateliers monétaires normands dans la tourmente Viking*, dans J. Chamerois et P.-M. Guihard (dir.), *Circulations monétaires et réseaux d'échanges en Normandie et dans le Nord-Ouest européen (Antiquité - Moyen Âge)*, Publications du CRAHM, Caen, 2012, pp. 155-172.

グ王ルイ 4 世時代に一時中断するものの、942 年以降はギヨームの息子リシャール 1 世によって公名義の貨幣の発効が再開されている¹²⁾。しかし、ノルマンディでの造幣権がノルマンディ公の手に完全に独占され続けたわけではない。例えば、10 世紀末期のフェカン Fécamp 埋蔵貨の検討からは、すでにその頃、ルーアン大司教座、ルーアン在のサン・トゥアン修道院、サン・ロマン修道院、そしてルーアン伯の名義による造幣行為があったことが認められる。もっとも、ノルマンディ公権力の造幣による貨幣供給は圧倒的であり、ルーアンとバイユー、そしてカーンを中心とする通貨の統制が基本であったとみてまちがいない¹³⁾。しかるに、市場はより多数の伯 comes もしくは副伯 vicecomes を名乗る、ノルマンディ公指揮下——少なくとも法形式的には公の権限を任されていた——「地方官」だけでなく、そのクラス以下の地方領主層、さらには地方の修道院・教会によってまで保持されていたことが知られる¹⁴⁾。11 世紀においては公以外にも伯、副伯も同様に市場を新たに設けるといふ法行為を行っており、同時に気安くそれらを修道院等に譲渡している。ハスキンスは、この現象を受けて 11 世紀のノルマンディ公の市場に対する執着のなさ、関心のなさを指摘するありさまであった¹⁵⁾。もっともミュッセによればハスキンスの解釈は一つの誇張で、市場の譲渡には、戦時におけるノルマンディ公の寛大策の一環という政治局面が関係することもあったという¹⁶⁾。

ところが、ノルマンディ公の市場との関わりは 12 世紀以降変化する。12 世紀初期まではただ単にその所在と帰属を確認することを基本としていた公権力が、ミュッセによれば 12 世紀に入るとたとえ修道院のための市場の寄進や創建であっても、市場の一部を自身のもとに保留したり、

12) Fr. Dumas, *Les monnaies normandes (Xe-XIIe siècles) avec un répertoire des trouvailles*, *Revue numismatique*, t. 21, 1979, pp. 87–89.

13) Fr. Dumas et J. Pilet-Lemière, *La monnaie normande, Xe-XIIe siècle. Le point de la recherche en 1987*, *Les mondes normands (VIIIe-XIIe s.) Actes du deuxième congrès international d'archéologie médiévale (Caen, 2–4 octobre 1987)*, Société d'Archéologie Médiévale, Caen, 1989, pp. 125–131. フェカンの埋蔵については、Fr. Dumas-Dubourg, *Le trésor de Fécamp*, Paris, 1970.

14) Musset, art. cit., pp. 15–18. ミュッセはこれらの領主層を「取るに足らない」assez mince とさえ表現している。

15) Ch. H. Haskins, *Norman Institutions*, Cambridge (Mass.), 1918, pp. 71–72.

16) Musset, art. cit., pp. 16–17.

他の領主層の市場寄進行為にも「ノルマンディの主の意向によって」〈volente domino Normannie〉といった文言を追記させたりと、以前とは異なる対応を見せるようになる。広域的な公権力による市場の掌握、あたかも「領域の主」然たる行動が市場にも関係するようになってくる。

この変化は、法書にも確認できるようである。まず、1200年頃に編纂された初期ノルマンディ慣習法書では、年市と週市は言及されはするが、それらが権利の対象、あるいは何らかの物権として触れられることはなく、「裁判集会」*assisia*と同列に、殺人の犠牲者の親族がそこで復讐をなす場、あるいは逃亡者に対して出頭を命じる召喚状が公示される場として書に登場するのみである¹⁷⁾。ノルマンディ最初の慣習法書は、市場をそれ自体として何らかの所有権や物権の対象と位置づけて扱ってはいない。ところが、少し後の時代の、フランス王権によって13世紀前半に再編集された慣習法書である「法大全」*Summa de legibus*では、定期市形態の市場が「犯罪人の断罪が宣告される場所」と記されるなど、依然として場としての扱いなのだが、別の箇所では、年市であれ週市であれ、市場は独自の「慣習」*usages*を持つとし、さらに年市をして陪臣権 *sergenterie*、森林等無主地用益権 *droit forestier*と同様、通常の土地資産とは関わりのない「名誉の保有権益」〈*tenure de dignité*〉と位置づけている¹⁸⁾。ここには市場を保持することの特別な意義が表明されている。単なる公共空間の一つとだけは言えない、特別な扱いが生まれている。12世紀を通して進行した市場をめぐる公的権力者の態度の変化が、こうした法意識の変化につながったのであろうか。

3 シャンパーニュ伯領の場合

筆者はかつてシャンパーニュ伯領におけるシャンパーニュ伯による市場政策を検討したことがある。シャンパーニュ伯は、ノルマンディのノルマンディ公と同様に、領内では王権に代わる立場としてあらゆる権能をもともと統括していたであろう。シャンパーニュ伯は12世紀を通して領内の年市の大規模な再編を行うが、それが始まるよりも前の1095年、

17) E. J. Tardif, *Coutumiers de Normandie, textes critiques*, t. I. Rouen, 1881, pp. 31-32.

18) Loc. cit.

当時の伯エティエンヌ＝アンリは、近親者とともに市場の設置に関わる興味深い協議を行っている。

「…そこで院長は、このことで、商人のもたらす広く用いられる商品のための年市の創設を公布してくれるのであれば (si publicis com meatuum mercimoiis nundinas banniret)、教会のためになると言った。伯は、家産権として伯職に与っている者たち (qui jure patrimonii participes erant in comitatu)、すなわち彼の弟トロワ伯ユーグの妻にしてフランス王の娘コンスタンス、および弟のシャロン司教フィリップの意見を徴したうえで、適法なる公布により、金曜日の週市が以後そこで開かれることを通告した。(edicto legitimi banni mercatum sexta feria inibi fieri deinceps indixit.)¹⁹⁾」

このように11世紀から12世紀の交、伯はこの地域において市場を開設する許可を与えることのできる人物であった。この点はまずもって重要なポイントだが、しかしすべての市場が伯の許認可によって開催されていたわけではない。伯の権威の及ばないエリア——たとえば、ブリエンヌ伯、ターシー城主などの独立的城主層——が領域内にはあって、それに対してまでシャンパーニュ伯が王権の代行のごとく振る舞うことはあり得ないことであった²⁰⁾。

しかし、シャンパーニュ伯は12世紀前半から後期にかけての伯ティボー2世とアンリ1世の時代にかけて、可能な限りとはいえ大規模な年市の再編策を行う。開催時期を調整するだけでなく、自身の城下セザンヌにあったある年市をより大規模な町、プロヴァンへと移転させ、さらには伯領内ではあっても伯の領地とはいえない土地で開かれていた、たとえば古来のルベール修道院の集落で開かれていた年市を、多額の年金と交換に伯領の都ともいえるトロワに移転させた。さらにプロヴァンでは、1137年に初めて年市の開催範囲を成文によって策定した。1150年代には、同じくプロヴァンで市内のサン・タユール修道院地区で開催されていた年市について、裁判権の折半という形で自身の権限を入れ込んできた。こうして後の6大年市にからなる「シャンパーニュ大市」の連なりが徐々に姿を見せてくるのであるが、さすがに、それだけの規模での市場

19) *Libellus Notcherii abbatis Altivallarensis*, in *RHF*, t. 14, p. 90.

20) M. Bur, *La formation du comté de Champagne, v. 950 – v. 1150*, Nancy, 1977, pp. 231 – 258.

の大再編は他の領地では見られなかったことであり、シャンパーニュ市場の西欧規模での商業拠点としての発展がもたらした特例であったことは明らかである²¹⁾。

他方、貨幣の発効に関しては、シャンパーニュ伯はずっと早い時期から領内の貨幣統制を手中に収めていた。彼らの発効する貨幣は10世紀末から主邑トロワとそれに準ずるプロヴァンの地名を刻むものに限られ、明らかに市場の分布とは異なる次元の管理が貫かれていた²²⁾。このような姿勢は貨幣に対する公的管理者としての伯の1165年の文書によく表れている。この年、アンリ鷹揚伯は、隣接する領域のモー司教エティエンヌとの協議のうえ、質を落として自領で模造され流通事情を悪化させていたモー貨を撤収し、自領で製造しているトロワ貨とプロヴァン貨と同じように不正を取り締まることを定めている。伯権力による貨幣統制が自明であったことを伝えるばかりか、この史料は伯の貨幣発行地が市場の分布よりもさらに絞られて主邑格の上記2都市だけであったこと、そして2都市では共通した厳格な造幣管理が行われていたことを我々に示している²³⁾。市場の問題に直接触れた文書ではないにせよ、市場と貨幣に対する伯の立ち位置の違いをよく表している史料といえる。

ところで、年市の再編過程でシャンパーニュ伯はしばしば「私の年市」*meae nundinae*、「私の市場」*meum forum*といった表現を伯文書で用いている。しかし、それはシャンパーニュの年市のすべてに適用されるものではない。プロヴァンのサン・タユール年市は修道院のものとして明記され、ラニの年市は当地の修道院にそのすべての収益が帰属するべく修道院長の名で年市既定文書が発給される。重要なのは、すべての市場が伯の直接の統制下に入ったということではなく、一連の再編プロセスを経る中で、市場、特に年市という定期市は物権として切り取られながら、そこに新しい秩序が生まれたことである。

21) 以上のシャンパーニュ伯領における年市再編、あるいは伯の市場政策に関する記述は、拙稿「シャンパーニュの初期年市をめぐる諸問題」『西洋史学』36号、1985年、34-53頁、を主に参照。

22) J. Darbot et J. Godin, Du franc à euro. L'atelier monétaire de Troyes et sa place dans la fabrication du franc, *La vie en Champagne. Revue trimestrielle publiée par l'Association Chamapgne Historique*, t. 29, 2002, p. 8.

23) J. Benton et M. Bur, *Recueil des actes d'Henri le Libéral comte de Champagne (1152-1181)*, t. 1, De Boccard, Paris, 2009, pp. 297-298, n° 226.; *RHF.*, t. 14, p. 702, n° XI.

土地の所有権とは区別して、あくまで特別な物権としての市場に力点をおくのか、それとも特定の時空でそれを開催する機会を持つことに力点をおいているのかは不明だが、市場は確実にこの時期以降、開催される範囲の土地の「所有者」に帰属し、またそれが開催される空間の裁判権なりを持つ「統治者」の監督下に置かれて運営されることになったのである。特にシャンパーニュ伯領は市場の発展が顕著でその収益がおおに見込まれたことから、12世紀の半ば以降、週市の一部（何週かに一度の収益すべて、あるいは年に数回か特定の週の収益すべて）を伯が教会機関に譲渡するなどの措置が増えていることが知られるが²⁴⁾、これはあくまで市場から生ずる私的な収入（流通税徴収金、宿泊料・露天設営税収入など）*redditus*を、土地に代わる有効な財産として、寄進政策などで活用し始めた証である。その意味では市場は物権としての性格を史料上でも見せ始めたことになる。しかし、これが市場「開催権」という高次の権能の確立とはいえないだろう。シャンパーニュ伯領の検討から見えてくるのは、次第に顕在化し始めた収入源となる物権的性格と、公的な仕方の人々に供され活用される場というインフラとしての側面という、2つの相貌である。

4 フランドル伯領の場合

フランドル伯領は王国北端に位置し、帝国にも領域を拡げた強大な自律的伯領である。伯領内での造幣権の推移については、最近ニウス論文が新たな角度からその詳細を明らかにしている²⁵⁾。それによる、10世紀後半過ぎまでのフランドルでは、カロリング王権の威光が弱まったといえども、伯の名を刻む貨幣の製造は行われなかった。刻印をそのまま写し取ったような、いわゆる「刻印踏襲貨幣」*monnaie immobilisée*タイプの貨幣が随時打たれていて、その銘は当然のようにカロリング王「シャルル」のままであった。大アルヌール伯（在位918-958年、961-965年）にしても、権力の「濫用」は行わず「伝統」を維持した。これまでの発見貨から彼名義の貨幣は見つかっていないのである²⁶⁾。貨幣権

24) 拙稿「シャンパーニュの初期年市」ならびに、拙稿「西欧中世市場論のための一覚書—メリー=シュル=セーヌの市場譲渡に関する1177年文書をめぐって—」『文学部論叢』（熊本大学文学会）45号、1994年、93-105頁を参照。

限の移動が簡単には起きないことの、これは重要な証左ともいえよう。

しかし、変化は彼の死後に起きる。カロリング家からユーグ・カペーの手に王権が移って以降、フランドルでは、新国王と伯の名の両方を、それぞれ表裏に刻む方式の貨幣が製造されるようになる。990年頃製造された貨幣がそれを良く示している²⁷⁾。988-1067年のボードワン4世、そしてボードワン5世の時代になって、まさに伯による造幣権の「固有の」行使が始まったこともこれは意味している。11世紀にはフランドル伯の権限のもと、伯領内の5か所で造幣が行われたことが知られる。北から南に向かって順に、ブルッヘ、ヘント、ベルグ・サン・ヴィノック、サン・トメール、アラスの5都市である²⁸⁾。リールの造幣所が追加して確認されるのは、少し遅れて1066年の文書においてである。しかし、すでに11世紀に初期発展が見られたはずのイーブル²⁹⁾の地名を持つ貨幣は確認されていない。なお、権力の飛び地という点では、10世紀から11世紀のコルトレイクはフランドル伯の配下になく、その時期にはやはり独自の貨幣が製造されていたことも知られるが、これは例外的な存在ではない³⁰⁾。

25) J.-Fr. Nieus, Les comtes de Flandre et la monnaie aux Xe-XIe siècles: un tour d'horizon, *The proceedings of the conference "La monnaie aux Xe et XIe siècles: autorités monétaires, évolutions politiques, influences économiques"* (Paris-Orléans, 9-12 October 2018), pp. 1-10. (article en PDF in https://www.academia.edu/40335438/Les_comtes_de_Flandre_et_la_monnaie_aux_Xe_XIe_si%C3%A8cles_un_tour_dhorizon). なお、ニウス論文以前のフランドル伯領貨幣史に関するまとまった研究として、J. Ghyssens, *Les petits deniers de Flandre des XIIe et XIII siècles*, Cercle d'Etudes Numismatiques, Bruxelles, 1971; Cl. Richebé, *Les monnaies féodales d'Artois du Xe au début du XIVe siècle*, Picard, Paris, 1963がある。前者は12世紀以降のフランドルでの小型銀貨の製造、後者はフランドルに南接するアルトワでの伯による貨幣発行の実態を分析したもので、いずれも貨幣の発行が主要都市に限定して行われたことを示している。

26) Nieus, art. cit., pp. 2-4.

27) *Trésors monétaires*, t. 17, *Monnayages de Francie, des derniers Carolingiens aux premiers capétiens...*, BnF Editions, Paris, 2017, planche 35.

28) ちなみに、ヘントを除いてこれらの都市に存在する有力な修道院が造幣に関与していたこともその銘に聖人の名が刻まれていることから確実であろう。Nieus, art. cit., pp. 9-10.

29) 11世紀以前のイーブルの発展については、拙稿『中世フランドル都市の発展—在地社会と商品流通—』ミネルヴァ書房、2001年、26-44頁。イーブル銘の小型銀貨が発行されるのは12世紀前半以降である。Ghyssens, *op. cit.*, p. 57.

30) Nieus, art. cit., p. 7.

他方で、市場に関してみていくと、シャンパーニュ伯領同様に、フランドル伯領においても当地の伯権力によって実現されていったことがわかるが、ここでも、12世紀を迎えた頃には都市部を中心にすでに多くの市場が展開しており、それらについての開催規定も帰属に関する文書も伝来していない。わかるのは、ただ「伯の平和」のもとに市場での平和裏な取引が保障されていたということである³¹⁾。

伯による市場規定を定めた文書は12世紀においてさえ一通もないが、1150年代以降の伯はむしろ、街道や運河などの地域のインフラ整備、都市内の市場設備、市場に関わる規定における都市間バランスへの配慮、そして市場設営の特定の有力商人らへの委託といった内容で市場との関わりを見せてくる。サン・トメール、ヘント、ブルッヘなどの伯の城下にして伯の当地拠点においても、伯が当該都市の市場を直接保持して自身の役人を使って経営するようなことを定めた文書は伝来してはいない。

他方、伯は内乱の混乱期ではあったにせよ、早くも1127年以降、サン・トメールの市民共同体に対して造幣の管理を都市法に明記して任せている。すなわち造幣権 *moneta* の移譲が行なわれたのである。しかしこの措置は、外来伯ギヨームによる一時的なその場しのぎの例外的措置であったとみられ、1128年の新伯ディーデリック（ティエリー）の新文書ではその条項は削除され、完全に撤回されている。貨幣の管理は再び伯の手中に戻されたことになる。このように、造幣権の行方は嚴重に文書に記されたが、1127年、1128年のいずれの伯文書にも、市場開催権や市場の開催規定についての条文は存在しない。ここでも、市場と貨幣の扱いの相違は印象的である³²⁾。

フランドル伯が市場の認可を行っている事例が、しかし12世紀後半に一例だけ確認される。1187年のサン・ベルタン修道院領ポーペリンへでの市場の認可文書がそれである。この年、フランドル伯フィリップは、

31) この点は、1127-28年の内乱時における市場の混乱を描いたガルベール・ド・ブリュージュの記述を参照。H. Pirenne (éd.), *Histoire du meurtre de Charle le Bon, comte de Flandre (1127-1128)*, Picard, Paris, 1891, pp. 28-29. ガルベール・ド・ブリュージュ (守山記生訳) 『ガルベールの日記』 溪水社、1998年、38頁。

32) 以上のフランドル伯による市場政策については、拙稿「中世中期における市場と権力—12世紀フランドル伯領を中心に—」『社会経済史学』63巻2号、1997年、32-55頁、同じく拙稿『中世フランドル都市の生成—在地社会と商品流通—』ミネルヴァ書房、2001年の終章を参照。

同修道院に対して、その遠隔地所領の一つであるポーペリンヘでの金曜日の週市の開催を認可した。その際の文書規定では、イーブルの伯の週市（「私の市場」*meum forum*）と同様の自由と裁判権を備えた制度としてこれを認めたもので、イーブルの慣行と同様にそこを訪れる者は「公租」*vectigal*を支払うことが同時に定められた³³⁾。単純に読めば、この時初めてポーペリンヘで市場が開設されたとなるが、事態はより複雑である。というのは、ポーペリンヘではすでに1128から1148年の間のいずれかの時点で、当時の伯ディーデリックが、サン・ベルタンの所領ポーペリンヘの裁治権の帰属について全般的な取決めを行い、貨幣の偽造に関する事犯をとりあげている。この時、罰金に関して修道院側が3分の1、伯側が3分の2を持つことを規定して³⁴⁾、かかる貨幣の偽造行為に関する取決めはそこでの何らかの「市場」を開催しての取引があった可能性を示唆している。両文書の情報を突き合わせて考えれば、1187年に伯権力は、修道院がポーペリンヘで以前から開いていた私的な取引場について、その所有権を公認すると共に、これを公的な場へと引きずり出し、伯の都市の市場と同列の「公共の市場」へと格上げしたということであろう³⁵⁾。これによって、そこを往来するものは伯の平和を享受するのであり、通常の租税の支払いが求められたのである。

こうしてフランドルでも、市場個々の所有権の追認とその公共的な側面の強調が同時に始まっていたといえる。それでもなお、12世紀の伯文書を見る限りで市場に関する規定は珍しい。沿岸部を干拓したり、沼沢地を開発したりするなどして多くの小規模都市、村落が建設されたのもこの時期であるが、それらの文書でも市場の設置云々に関する記載はない。比較的大規模なニューポルト市の建設文書（1163年）においてもそれがない³⁶⁾。しかし市場がなかったはずはない。実際、ニューポルトの1163年文書でも、「市場の日に羊毛を売る外国人」*extraneus in die fori lanam vendiderei*の文言があり³⁷⁾、特定の日を定めて市場が開

33) De Hemptinne, Th. & Verhulst, A. (ed.), *De oorkonden der graven van Vlaanderen, 1128-1191*, t. 3, Brussel, 2009, nr. 729, pp. 293-294.

34) *Ibid.*, t. 1, Brussel, 1988, nr. 59, p. 101.

35) 拙稿『中世フランドル都市の生成』276-277頁。

36) De Hemptinne & Verhulst (ed), *op. cit.*, t. 1, nr. 222, pp. 345-347.

37) *Ibid.*, p. 346; R. Degryse, *Nieuwpoort tot omstreeks 1302*, Nieuwpoort, 1987, pp. 37-45.

催されていたことがわかるが、この市を1つの権利として定めた、あるいはここにそれを新規に設立したとの条文は存在しない。つまりは、市場はもとより公共施設としてごく普通に備えられる社会インフラの一つでしかなかったと考えられる。

5 フランス王の「支配域」—直轄領としての王領の場合

3つの諸侯領を概観した上で、再びフランス王権の市場への関与について立ち戻りたい。12世紀初期以前の王権は、述べてきたような周囲の有力諸侯連とほとんど大差ない存在であった。主に11世紀のフランス王領地における王権支配下の財の分布と性格を調査したニューマンの研究には少数ながら市場と流通税に関する権利が見て取れるが、これはあくまで国王の直轄地帯における、いわば彼の私物としての市場に対する権利である³⁸⁾。それも収益の一部が修道院等の他者に寄進されるという形で史料に言及されたもので、なにごしかの市場をめぐる国王としての「公的対応」などを読み取れるものではない。

変化が見えるのは、12世紀前半の国王ルイ6世の治世からであり、国王は治世の当初から、パリ・セーヌ右岸の当時は市壁の外に位置し、沼沢地であった一帯の開発を手がけている。そこはシャンポーと呼ばれる耕地へと変貌するが、ルイ6世は市壁の一部を取り外し、旧市街にあった2つの市場をそのシャンポーに移転して新市場を設けた。これが1137年前後のことで、同市場はたちまちパリ経済の拠点となって発展した。一代を挟んで1180年より王権を受け継いだフィリップ2世尊厳王は、1181年に「聖ラザロの年市」の権利をハンセン病療院から買い戻し³⁹⁾、それを含めて手狭になったルイ6世の市場を拡大するべく、シャンポーにある個人の土地を接收し、複数の天蓋付きの市場、すなわち halla と呼ばれる施設を建設してパリ市民に供した⁴⁰⁾。

12世紀フランス王権による市場への政策的な関わりは目立ったものでは以上だが、諸伯と同様、彼らの市場に対する公的な態度は時代が下る

38) W. M. Newman, *Le domaine royal sous les premiers Capétiens (978 – 1180)*, Paris, 1937, pp. 32 – 34.

39) 1181年の文書はH. F. Delaborde (éd.), *Recueil des actes de Philippe II Auguste, roi de France*, t. 1, Paris, 1916, n° 31, pp. 42 – 43.

に連れてより鮮明になっていったといえる。興味深いのは、市場の運営は国王役人と市民の協同と定められたことである。王権は新市場の設営・開設において相応の主導権を発揮しながらも、それを独占的に保持することに固執せず、むしろパリ市民の共同の物権としてこれをパリ市民に戻したのである。これを国王大権による市場の設営、その後の在地社会への市場開設権の下賜、と理解してもよいかもしれないが、やはりそうではないだろう。重要なのは、これは国王故の行動でも、国王固有の権限でもない。ノルマンディ公が、シャンパーニュ伯が、そしてフランドル伯が同じような行動をしていた。それも彼らが正規の王権の代行者として振る舞ったというわけではない。彼らは、領域の統治者として——現代風にいえば行政の最高責任者として——必要な措置をとったということになる。パリ市場の整備は首都開発の一環として実施されたのであり、市場が独占的に王権に帰属したからではない。市場は何よりも一つの公的な空間、場である。もちろん市場の整備は王権にも多大なる恩恵をもたらしたにちがいない。取引に対する課税、手数料収入、営業許可の上納金、また市場裁判収入である。公的とも私的ともつかないこうした財政利害が、国王による市場整備を含む都市開発の動機であった可能性はおそらく否定できない。

他方、市場と異なり貨幣の発行については、王権はより直接的な管理を目指していたことは確実である。それがよくわかるのが、フランス王権が1185年にピカルディ地方の多くをボーヴ協定によって直轄領として獲得した直後の対応である。王権はさっそくポンティウ伯領での貨幣発行を王権として認める書状を出す。同年、アミアンの以前は伯の管理下にあった造幣所を国王のコントロールのもとに置くことと定め、旧来のアミアン貨の発行を停止させる⁴¹⁾。続く1186年、国王フィリップ2世はアミアン近傍で独自の貨幣を製造し続けていたコルビー修道院との間で、次

40) Delaborde (éd.), *op. cit.*, n° 305, a° 1190, p. 368. その後聖王ルイ (ルイ9世) もまた施設を追加している。パリの市場施設 Les halles の初期史については、A. Lombard-Jourdan, *Les halles de Paris et leur quartier (1137-1969)*, Paris, 2009, chap. 1を参照。

41) 北フランスにおける1180~1190年代のフランス王権の貨幣権吸収政策については、Fr. Dumas, *La monnaie dans le royaume au temps de Philippe Auguste*, R. -H. Bautier (dir.), *La France de Philippe Auguste. Le temps des mutations*, Paris, 1982, pp. 541-574.

の個別協定を結んだ。

「…余はコルビー修道院長ジョスに対して、彼の権利はそのまま留保したうえで、彼の町（コルビー）で我らのパリ貨が流通することを彼が快く保証してくれるよう求めた。また、余は彼に対して次のことを認め、余の礼状により（余直々の言葉によって）定めた。彼が自信の貨幣を再び製造したいと思うときは、我らはそれに反対はしないであろうこと。また、彼に対してもその後継者に対しても力で抑えるといった行為は行わないこと。それどころか、彼は好きなように、何らの反対もなく自身の町で造幣を行って良いことを認めた。…⁴²⁾」

これ以降も王権による北フランスでの貨幣権の統合政策は進行し、1191年には一帯における国王貨造幣所がアミアンではなく、アルトワの中心都市アラスに設置されることとなる。

以上のような王権への統合プロセスを定める諸規定は、市場に関わっては一切見られない。アミアンでもコルビーでも市場は存在し機能していたが、それに関する統制や権利の調整といった政策は伝来する文書史料からはいっさい伝わってこない。十中八九そうした政策はなかったのである。これに対して、貨幣はより重要な問題であった。王権は素早く動き、各地の造幣権を集約し、あらたな体制へと切り替えた。おもしろいのは、この過程でコルビー修道院の個別的な権利は一応温存されたが、あの1186年の文書こそが同修道院の造幣権を記した最初の記録ともなった。これは、修道院は同文書を13世紀後半作成のカルテュレール（文書帳）に転記して保管したほどの重要な権利証書である⁴³⁾。他方でここにも市場に関する権利証書は確認できない。

以上が示す市場と貨幣の位相の違いは明らかである。共に公的な制度なのだが、貨幣はより高次の管督権の部類に属す一方で、市場はお世辞にもそのような性格を持ち合わせていない。少なくとも12世紀末のフランス王権にとって、各地の市場をくまなく調査して、その帰属なり權益なりを記録にとどめるという意向は、貨幣のようにはなかったというこ

42) Delaborde (éd.), *op. cit.*, n° 162, p. 195.

43) P. Doubriez, *Le monnayage de l'abbaye Saint-Pierre de Corbie*, in *Corbie, abbaye royale Volume du XIIIe centenaire*, Facultés catholique de Lille, Lille, 1963, pp. 297 – 302.

とにはちがいない。同時期の1188年に王権がパリ近郊のポントワーズの住民に当地でコミューン（一種の住民による自治共同体）を認めた文書でも、そこに市場mercatumが開かれていて市場での活動の原則自由が述べられているのみで、市場開催権云々、また市場の管理仕方には何らの言及もないのは、この時期の王権と市場の関係、いや王権、市場、住民の関係を示唆しており興味深い⁴⁴⁾。

フランス王権が市場の開催をより在地レベルから調査し、その分布や開催時期を入念に記録し始めるのは、大宅によれば14世紀を待たねばならない⁴⁵⁾。それは各地での市場の競争が起きていたからであった。それまでは今しばらく、真の意味での一般的な次元での——個別的な特殊な年市の開催等ではない——市場権の確立は確認できないように思われる。

6 イングランド王国の市場と王権——比較のために

カロリング朝衰退後のフランス王国の状況をより相対視するために、中世初期から中期のイングランドにおける市場と王権の関わりについて、少なくとも先行研究成果をまとめる形で言及しておくことは有益である。イングランドの市場と権力の関係については、多くの先行研究があるが、以下では代表格ともいえるブリットネルとマッシュャールの論考をもとに、骨子を述べておきたい⁴⁶⁾。

44) Delaborde (éd.), *op. cit.*, n° 233, p. 284.

45) 大宅明美「フランス中世の地方都市と市場」山田雅彦編『伝統ヨーロッパとその周辺の市場の歴史（シリーズ『市場と流通の社会史』第1巻）』清文堂出版、2010年、45-68頁。

46) 以下の内容は、主にR. H. Britnell, English markets and royal administration before 1200, *Economic History Review*, 2nd series, vol. 31, 1978, pp. 183-196; Id., King John's Early Grants of Markets and Fairs, *English Historical Review*, vol. 94 (No. 370), 1979, pp. 90-96; Id., The Proliferation of Markets in England, 1200-1349, *Economic History Review*, 2nd Ser. vol. 34, 1981, pp. 209-221; Id., Les marchés hebdomadaires dans les îles Britanniques avant 1200, Desplat, (éd.), *Foires et marches...*, 1996, pp. 27-46; Id., Local Trade, Remote Trade: Institutions, Information and Market Integration, 1050-1330, S. Cavaciocchi (ed.), *Fieri e mercati nella integrazione delle economie europee secc. XIII-XVIII*, Firenze., 2001, pp. 185-203; J. Masschaele, J., Markets Rights in Thirteenth Century England, *English Historical Review*, vol. 107 (no.422), 1992, pp.78-89; Id., *Peasants, Merchants, and Markets: Inland Trade in Medieval England, 1150-1350*, New York, 1997 による。

まず、ブリットネルによると、11世紀以前のイングランドではさまざまな記録を見渡しても「市場」の言及が少ない。1066年のノルマン・コンケスト以降に実施された土地物権調査——1080年代に『ドゥームズディブック』としてまとめられて結実する調査——では、実際には、都市部だけでなくハンドレッド規模でもの集落でも市場が存在し、機能していたことが判明するが、市場が国王のものであるとか、あるいは別の人物に帰属するとかの記述は基本的には見られなかったとされる。むしろ、いくつかの法典や王令の関心どころは、公正な取引の徹底であった。王権側が提示する条項の一つは、商取引における保証人の介入を求めている。このような要請は、時代が下ると大規模な商取引に限定されてくるが、11世紀前はすべての取引に求められていた。

また、これは当然ともいえるが、商業取引への課税と紛争の解決も当局の関心どころであり、〈tol〉と呼ばれる税の徴収、〈team〉と呼ばれる市場裁判の開催こそが、法規の中心を占めていた。総じて、多くの市場は「既成事実」として開催されているのが通常で、それ自体が王権なり開催地の某の権利といった記載にはなっていない。それらは「法に従い」、「慣習に従い」開催されてきていたものであった。

ノルマン・コンケスト以降、ノルマンディ的な慣習の持ち込みによるのかどうかの判断は難しいが、徐々に王権による市場保有の確認、あるいは市場開催に関わるテキストを含む文書が出始めるが、これも12世紀のヘンリ1世以降であり、多少なりとも増加するのは世紀後半のヘンリ2世治世以降とされる。そして、より正確な文言で市場の権利が王権によって認められ、某誰それにその権利が譲渡されるといった記述が出てくるのは、12・13世紀の交、ジョン王の治世からと言われる。

マッシュャールによれば、ヘンリ2世治世の後期、1181年に市場の移設を許可する際に手数料（認可料）を徴したが、王権は市場との関わりを積極的に行うようになるのはまさにこれ以降である。やがて、1200年以降のジョン王時代の王文書より、「他の市場の損害にならない限りで」〈nisi sit ad nocumentum aliorum mercatorum〉新しい市場の設置が許可され、またそうした基準に基づいて既存市場の開催が許可されるようになった。そうなると、王権の恣意による市場の設置もまた困難となる。また、13世紀半ばにブラクトンが編纂したイングランドの慣習法書では、6と3分の2マイルの距離を市場同士が保っていること、そして開催曜

日が互いに異なることが、妨害なく市場が開催される要件であるとしている。また、この原則故に市場保有者間での紛争が生じることがあり得たが、その際は王権が調停者としてそれを解決することが求められるようになった。また、あえて王権の許可なく市場を設けたり、開催時期を変更したりした——おそらく古い「慣習に従って」そうしたのであろうが——場合は、その者は「主である国王の許可なく」〈sine licentia domini regis〉者と言い渡され断罪された⁴⁷⁾。

この後、1274年からエドワード1世は、全土にわたり大規模な調査を行い、むやみな特権の主張を押さえようと取り組んだことが知られている。この時の一連の調査は、国王主導による「権限開示訴訟」Quo Warranto（「いかなる根拠によるのか」を意味する）であり、当初は通常の陪審審問による調査であったが、78年以降は各地を回る巡回裁判に権利主張者が出向いてに関わる法規が定められ、権限・権利・特権なる個々の物権についてその法源が求められることとなる。領主による市場開催もこうして独自の根拠を示すことで、いわば「権利」となり認められることとなった⁴⁸⁾。その際、城戸毅によれば、「領主特権とは王に固有の権益の自由保有権の形式による享受」であったはずだが、当時の国王法律顧問らは「王による特権の譲渡あるいは委任の事実を王の与えた証書によって立証せねばならず、長期にわたる特権の平穏な行使は証拠となりえない」と主張し、領主層らと対立したという事実があり、最後は王権側が折れて1290年にエドワード1世も領主特権の時効取得を認めたのである⁴⁹⁾。ここで重要なのは、まさしく長きにわたり、市場を含む多くの「物権」が世紀の移譲証書などなく保持され、実施されてきていたということが、見事に暴露されていることである。その点を考慮すれば、1290年になってようやくイングランドの市場は王によって承認を受ける権利となったといえよう。以後、イングランド法制では市場の保持を「フランチャイズ」franchisaと見なすようになる⁵⁰⁾。これは一定の権益に限

47) Masshaele, Markets Rights..., 1992, pp. 79–81.

48) ブラクトンの法書、また権限開示訴訟における市場権をめぐる問題については、勘坂純市「中世イングランドにおける市場開設権と領主権」『土地制度史学』140号、1993年、17–35頁も参照。

49) 城戸毅「王権と諸侯—イングランド身分制国家の形成—」青山義信編『イギリス史1、先史～中世』山川出版社、1991年、278頁。

50) Masshaele, Markets Rights..., 1992, p. 79.

ての独占的な権利の行使を保証する特権であって、13世紀末になって市場が成文によって制度化された権利として確立されたと見てよい⁵¹⁾。

7 ドイツ王国との比較もいれての一般化

以上の諸地域ごとの考察は、それぞれ対象時期や対象事例数の点で濃淡はあるものの、おおよそ一つの見方に結実する。無条件にもとより市場が国王大権に属するという見方をしてしまうと、中世社会経済史の流れを大きく見誤るということである。少なくとも「そのように見える」ものとなるまでの長期の形成史があることを軽く扱うべきではない。むしろ、このプロセスから多くの情報を読み取るべきでさえある。

市場はもともと在地社会にありふれた、ごく普通の経済機構、社会制度。集会所であった。それは一義的には生活のための商業活動の場でありながら、同時に種々の社会活動が行われ、それと同時に地域の権力が介入し、その警察権力（ポリス）によって治安（ポリス）が守られるという公共空間でもあった。いわば市場は当初は権利の対象となる「モノ」であるというよりは、人々の生活の一場面として不可欠な「時間」であり「空間」であって、都市や村と同じくその帰属はその土地の主のものとする以外、ことさらに問題とするような性格のものではなかったろう。時に応じて、カロリング時代からザクセン朝時代の王権が、どこかしこの市場を某修道院や教会に「譲渡した」、あるいは「与えた」といった記述が文書に出てくるとしても、それは当地においては当該聖界機関が人々のために正しく市場を設けて運営せよ、という内容以上でも以下でもない。10世紀後期のオットー三代にわたって、市場が貨幣の製造権や流通税の徴収権と共に聖界機関に認められたのは、特定の地域における鉱山開発などの特需を反映しての措置であり、一種の公的制度の個別委任である。後世に見られる、他者からの侵害を想定した防衛的な権利設定などの法行為とは区別されねばならない。

実際、多くの地域で市場は文書に姿を見せることなく、在地社会でひっそりと「慣習に従って」運営されていた。そういう性質のものであった。これがやがて競合をする、すなわち11世紀から12世紀にかけて個々バラ

51) 13世紀後半に文書で明示された市場が急増した。Masshaele, *Peasants, Merchants and Markets*, 1997, pp. 57-67.

バラに開催されていた市場の間で時期や場所の調整が求められてくると、諸侯層などの広域的な権力の行動力が社会的に重要になっていったであろう。彼らによって、個別の地方市場は束ねられ、より広範囲に対応できるより公共的な制度へと仕立て上げられていったように見える。シャンパーニュでも、フランドルでも、あるいは王領下のパリでもこうした事態を見て取ることができる。

このように、特別な状況で市場権が譲渡されたというケース——オットー朝期の頭部ドイツなどのケース——以外で、一般的に市場を開くこと自体が独自の権利として認識されるようになってきたのは、早くも11世紀末、平均的には12世紀を通して生じてきたことであり、それも特に問題がなければ成文によって表沙汰になることは珍しかったのであろう。ノルマンディのケースからは、13世紀初頭にいたってもなお慣習法の思考枠では市場は公共のための空間の一つであり続けていたことがわかる。しかし、それでも13世紀になると各地域で変化が起こり始めていたこともたしかである。特に、法制面で種々の権利の文書化が早く進行したイングランドでは、ジョン王の治世より市場は明確に王権によって創設される、さらには既存のものでも王権によってその「権利」や「由来」が確認されるべき物権となっていった。これは各市場の間での競争が激しくなったことが最大の要因であろう。考えてみれば、フランスのシャンパーニュ地方でまずは年市 *nundinae* の再編と調整から伯権力が手をつけ文書が作成されたのも、この動きの先駆けであったと見なすことはできなくない。

別稿で10世紀の状況を検討した神聖ローマ帝国（ドイツ王国）でも、こうした形で市場権が13世紀前半の国王文書について登場する。1232年、神聖ローマ皇帝フリードリヒ2世は、前年に息子のハインリヒ7世が認めていた諸侯連に対する特権をさらに一般化して「諸侯の利益のための定め」を發布したが、その第1条で許可なくしての城塞や都市の勝手な新設を禁止したうえで、続く2条で「新しい市場が古いそれをいかなる仕方によってに侵害されてはならない」と規定したのである⁵²⁾。これは従来のドイツ王権にはみられなかった文言であり、市場開催の要件が先に見たイングランド王国と同様の原則の下にある——より正確にはその

52) ヨーロッパ中世研究会編『西洋中世史料集』145頁。

ような考え方が表明されている——ことは注目せねばならない。それに先んじてフリードリヒ2世は、1226年にドイツ騎士団に対して、はるか東方のクルマーラントとプロイセンにおける征服と土地の領有を認めた文書——所謂「リミニ文書」——を發布したときに、かつてのオットー朝期と同様の流通三権の同時譲渡を行っているが⁵³⁾、これはすでに特例というよりはすでに市場開催の権限を記述することが「国土の主」として当然の行為となっていたからということはある。

このように、市場に対する公権力者の遅まきながらの統制姿勢とは異なり、貨幣の発行と流通に関する監督は明らかにより高次の次元で実施されていた。これはドイツ王国でも同様であり、たとえば、王国の北東端に位置しフランドル伯領と隣接していたブラバント公領（ルーヴァン伯領）では、11世紀のうちは地域の実際の統治であった伯comesの肩書でデナリウス銀貨が打たれた痕跡はない。この地域では皇帝の貨幣、あるいはケルン大司教の名を刻む貨幣を模倣した貨幣が長く製造され続けていた⁵⁴⁾。これは12世紀前半には地方領主による市場は各地で開催されていたのとは対照的である。やがてブラバントでは、12世紀後半のヘンドリクス2世の治世から、表面にDVX、裏面にLOTHを刻む貨幣が製造されるようになる⁵⁵⁾。13世紀には種々の肩書でルーヴァン、ブリュッセル、リュクセンブルク、リンブルフなどの貨幣が発行されているが、その発行者は極度に分散していったのではない。公や伯の肩書を伴いながら、市場の「在地性」とは対照的な軌跡をたどっていたことがここでも判明する⁵⁶⁾。そして、こうした貨幣に対する明示的な統制意識は13世紀になって市場の開催行為それ自体にも及んでいったように思われる。ブラバントのさらに北に位置するネーデルラント北部でも、13世紀の後

53) 山田作男『プロイセン史研究序説』風間書房、1982年、52-53頁。

54) S. Boffa, Le monnayeur Otger: un spécialiste itinérant dans les Pays-Bas du XIe siècle, *Revue belge de numismatique*, t. 155, 2009, pp. 210-212, 214; Id., La titulature des comtes de Louvain sur les monnaies frappées du XIIe au XVe siècle, in Frédéric Chantinne et al. (éd.), *Trulla et cartae, De la culture matérielle aux sources écrites, Liber discipulorum et amicorum in honorem Michel de Waha*, Bruxelles, 2014, p. 40.

55) Boffa, art. cit (La titulaire...), p. 42. LOTHはブラバントを含むロタリンギア地方を表している。

56) Ibid., pp. 42-53.

半以降年市の創設には必ず文書が伴うようになっていった⁵⁷⁾。以後ドイツ諸都市やイタリア都市では、市場の開催権を都市当局が持つ、それも王権からの譲渡によってこれを持つ、という共通認識ができていったであろう。やがてそれは独占的特権として新規の市場開設を妨害する道具として中世後期以降盛んに主張されることになるであろう。

おわりに

最後にあらためて我々は以下のことを確認したい。市場は本来は国王大権に属すものではなかったということである。レガリアであれフランチャイズであれ、それを認めることになったのは王権であって、市場開催権もまた最終的には王権に帰属するようになっていったことは確実なのだが、それは、長期のプロセスの中で徐々に仕立て上げられてきた法制的フィクションである。12世紀以前の社会でこれをそのまま単純に当てはめてはならない、ということである。

そしてもう一つの重要な論点。13世紀、あるいは14世紀以降の社会において、法的フィクションとして市場が王権に属すとはいっても、多くの場合、市場はすでに実質的な在地の当局の裁量に任されていた。結局のところ、開催の実権は都市などの地域の共同体とそこを訪れる商人、あるいはより一般的には市場利用者に属していたことにちがいはない。そもそも、王権は先述のごとくむやみに市場の改廃をすることはできない。言い換えれば、王権やその権力代行者は、以前からある個々の市場の存立と開催に公的なお墨付きを与えただけなのかも知れない。

そもそも市場は長年の慣習によって続けられてきた制度である。慣習が保証する一定の自由のもとでの公共空間は簡単に傷つけられてはならない。中世盛期・後期の市場は、広場としての開放性があり、刑の執行や通達の告知等を行う社会性を兼ね備えている。個々の教区や村を越えて人間関係がつながる場であり、職種を越えたつながりが形成される場であった⁵⁸⁾。まさに社会的分業の結節点、地域の社会統合の場であるこ

57) J. F. Benders, *Item institutum ibidem singulis annis nundinas: Fairs in the principality of Guelders, 1294–1543*, S. Cavaciocchi (ed.), *Fiere e mercati*, pp. 645–667.

58) Masshaele, *Peasants, Merchants, and Markets*, 1997, p. 66.

とが、当該集落当局が市場を保持し続けたいという気を起こさせる核心部分だったのでなかろうか。それ故に市場は共同体が管理するものであり、簡単に民間の私人や団体に譲渡されるものではなかったのである。修道院など、特定のケースでのみそれが許されたに過ぎない。また、皆が共同性を脅かす他の市場の無条件での新設は断じて認められなかったのであろう。こうした強烈な意識が市場を一つの権利に押し上げた。それは時には中世都市的な独占、あるいは閉鎖性とも捉えられるが、むしろその狭い地域社会は市場に公共性を担保することで、有効で効率的な交換を維持しようと努めていたとも解釈できる。その意味では、市場の勝手な新設が既存の市場を妨害するとなると、それは権利の問題というよりも差し迫った生存の問題となったことは想像に難くない。

12世紀後半から13世紀になって、市場関連の権利が、諸侯や王権によって「文書化」されるようになったのは、そのような経済環境、そして社会関係を迎えていたからである。12世紀後半以降、諸権力もまた、重要な権益に関わる諸権利の把握を徐々にではあれ、体系的に取り組み始めていたが⁵⁹⁾、この政治意識と当時の経済発展とが結びついた時、市場ははじめて明示的な権利として再定義された、ということではないだろうか⁶⁰⁾。

59) 12世紀後半のイングランドとその大陸領地では、早くもヘンリ2世治世以降、種々の訴訟に関する詳細な法規が定められていったことが知られている（川北稔編『イギリス史』山川出版社、1998年、57頁参照）。また、フランスでも1200年代に入ってフィリップ2世の治世後半からルイ9世、フィリップ4世に治世に向けて、審問による調査inquisitioという方式によって諸権利の明確化・明示化が図られていった。M. Dejoux 2014, Gouverner par l'enquête en France, de Philippe Auguste aux derniers Capétiens, *French Historical Studies*, Vol. 37, No. 2, pp. 271–301; J. Glénisson 1980, Les enquêtes administratives en Europe occidentale aux XIIIe et XIVe siècles, Paravicini et Werner, *Histoire comparée de l'administration (Vie-XVIIIe siècles)*, Paris/Munich, pp. 17–25. ドイツ王国についてはすでに別編でみたとおり、ロンカリア法などがその嚆矢といえよう。

60) デイクマンによる中世ホラント伯領の市場史研究の導入において、法制史的アプローチに関する優れた整理が見られる。J. Dijkman, *Shaping Medieval Markets. The Organisation of Commodity Markets in Holland, c. 1200 – c. 1450*, Brill, Leiden/Boston, 2011, pp. 16–22.